

## 静岡市国民健康保険短期被保険者証交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険事業が被保険者間の相互扶助に基づき運営され、被保険者における国民健康保険料及び国民健康保険税の公平な負担が不可欠となっていることに鑑み、滞納者との接触の機会をより多く設け、納付意識の向上と自主的納付等の促進を図るために交付する被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付に先立ち実施する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第10項の規定による通例定める期日より前の期日を定めた被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(短期被保険者証の交付)

第2条 市長は、静岡市国民健康保険料及び国民健康保険税（以下「保険料等」という。）を滞納している世帯主で、次の各号のいずれかに該当するものに対して、短期被保険者証を交付する。

- (1) 諸措置の解除を受けたが納付相談、指導等で約束した納付方法等を履行しないもの
- (2) 被保険者証更新時における前年度及び前々年度の保険料等の納付済額が一定割合に満たないもの
- (3) 滞納処分を意図的に免れようとするもの
- (4) その他滞納金額の減少に努めないもの

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる要件に該当する世帯の世帯主に対しては、短期被保険者証を交付しないものとする。

- (1) その世帯に属するすべての被保険者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第5条の5に規定する医療に関する給付を受けることができる世帯
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第1条各号に定める次のアからオまでに掲げる事項のいずれかに該当し、かつ、その状態が当該アからオまでに定める要件を満たすと認められる世帯

ア 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

(ア) 生活に重大な支障を及ぼす程度の損害であること。

(イ) 災害については、土地、家屋、動産等の損壊、浸水等によるものであること。

イ 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

(ア) 生活に重大な支障を及ぼす程度のものであること。

(イ) 慢性の疾病又は負傷により、おおむね3箇月以上、同一医療機関への入院又は通院を要するものであること。ただし、通院の場合にあつては、当該通院によって、就労が具体的に妨げられていること。

ウ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

(ア) 他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。

(イ) 退職金、失業保険、傷病手当等の支給、事業負債の総額等が、書類によって証明できるものであること。

(ウ) 意図的又は常習的な職業変更でないと認められるものであること。

エ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。

オ アからエまでに類する事由があつたとき。

アからエまでに掲げる要件に準ずるものがあること。

(短期被保険者証の交付の予告)

第4条 市長は、第2条の規定により短期被保険者証を交付しようとするときは、あらかじめ、短期被保険者証交付予告通知（様式第1号）により予告をするものとする。

2 前項の予告を受けた世帯主であつて、前条各号に掲げる要件に該当したことにより短期被保険者証の交付を受けない旨を届け出るものは、短期被保険者証交付措置適用除外事由届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(短期被保険者証の有効期間等)

第5条 短期被保険者証の有効期限は、原則として交付の日から起算して6箇月以内とする。

2 市長は、短期被保険者証を交付する場合は、短期被保険者証交付通知（様式第3号）を併せて送付するものとする。

3 市長は、第2条の規定による短期被保険者証を交付した場合は、短期被保険者証発行世帯一覧表を作成するものとする。

(短期被保険者証交付措置の解除)

第6条 短期被保険者証の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その世帯に属するすべての被保険者に係る短期被保険者証交付措置を解除するものとする。

(1) 滞納している保険料等(以下「滞納保険料等」という。)の全額を納付したとき、又は滞納保険料等の一部を納付した場合であって、残額の納付計画を立て、誠実に履行し、完納が見込まれると市長が認めたとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項第2号に該当したことにより短期被保険者証交付措置の解除を受けようとする世帯主は、短期被保険者証交付措置適用除外事由届出書を市長に提出しなければならない。

(納付指導等)

第7条 市長は、短期被保険者証の交付を受けている滞納者に対しては、短期被保険者証交付期間中においても納付指導等を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長氏名

短期被保険者証交付予告通知

あなたの国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の有効期限は、年 月 日となっています。

あなたの国民健康保険料（税）は、納期限を超過し、滞納額が累積しているため、下記の指定期日までに本市が定める納付基準に達しない場合は、被保険者証の更新に当たっては、有効期間が短い被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付することになります。

つきましては、下記の指定期日までに滞納保険料（税）を納付するか下記の窓口まで納付の相談（注1）にお越しく下さい。

なお、今後も滞納状況が改善されない場合は、短期被保険者証の有効期限が経過した後に短期被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書（注2）を交付する場合がありますので申し添えます。

記

- 1 指定期日 年 月 日（ ）
- 2 指定場所

注1 保険料（税）の納付の相談にお越しの際は、印鑑、被保険者証及び本状を御持参ください。

注2 被保険者資格証明書は、医療機関にかかる際に被保険者証の代わりに提示するものです。被保険者資格証明書の交付を受けた場合、いったん自費で医療費の全額を医療機関窓口で支払い、後日保険給付に相当する額を特別療養費として市に申請していただくことになります。

国民健康保険の資格がなくなるものではありませんので、保険料（税）は、賦課されません。

この通知の到着前に、既に一定額の国民健康保険料（税）を納付し、又は納付相談を受けられた方は、行き違いですので、御了承ください。

様式第2号その1 (第4条、第6条関係)

年 月 日

短期被保険者証交付措置適用除外事由届出書

(宛先) 静岡市長

申請者 通知書番号  
(世帯主) 住 所  
氏 名  
個人番号  
電話番号

下記のとおり、短期被保険者証交付措置の適用除外事由に該当したので、届け出ます。

医療等の名称			
氏 名		個人番号	
医療等の名称			
氏 名		個人番号	
医療等の名称			
氏 名		個人番号	

(注) 医療等を受けることができるものであることを明らかにする書類を添付してください。

処 理 欄							起案日	年	月	日
							決裁日	年	月	日
							施行日	年	月	日
	(決裁)									
	※ この欄は記入しないでください。									

備考 この様式は、第3条第1号に規定する要件に該当することとなった旨を届け出る場合に使用する。

年 月 日

短期被保険者証交付措置適用除外事由届出書

(宛先) 静岡市長

申請者 通知書番号

(世帯主) 住 所

氏 名

個人番号

電話番号

下記のとおり、短期被保険者証交付措置の適用除外事由に該当したので、届け出ます。

1 特別な事情 (該当する〔 〕に○をつけてください。)
〔 〕 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあった。
〔 〕 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した。
〔 〕 世帯主がその事業を廃止し、又は休止した。
〔 〕 世帯主がその事業につき著しい損失を受けた。
〔 〕 上記に類する事由があった。( )
特別の事情を具体的に記入してください。

事実を証する書類 ( ) を添付いたします。

処 理 欄							起案日	年	月	日
							決裁日	年	月	日
							施行日	年	月	日
	(決裁) ※ この欄は記入しないでください。									

備考 この様式は、第3条第2号に規定する要件に該当することとなった旨を届け出る場合に使用する。

様式第3号その1（第5条関係）

第 号  
年 月 日

各 位

静岡市長氏名

短期被保険者証交付通知

あなたの国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の有効期限は、年 月 日となっています。

あなたの国民健康保険料（税）は、納期限を超過して滞納額が累積し、本市が定める納付基準に達しなかったため、被保険者証の更新に当たり、有効期限が年 月 日の短期被保険者証を交付いたします。

今後、滞納状況が改善されない場合は、短期被保険者証の有効期間が経過した後に、短期被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書(注)を交付する場合があります。

また、被保険者の中に、慢性の疾病又は負傷等により、おおむね3箇月以上同一医療機関への入院又は通院をしている人、公費負担医療の対象者がいる場合、必ず御連絡ください。

なお、保険料（税）の納付の相談にお越しの際は、印鑑、被保険者証及び本状を御持参ください。

注 被保険者資格証明書は、医療機関にかかる際に被保険者証の代わりに提示するものです。被保険者資格証明書の交付を受けた場合、いったん自費で医療費の全額を医療機関窓口で支払い、後日保険給付に相当する額を特別療養費として市に申請していただくことになります。

国民健康保険の資格がなくなるものではありませんので、保険料（税）は、賦課されます。

この通知の到着前に、既に一定額の国民健康保険料（税）を納付し、又は納付相談を受けられた方は、行き違いですので、御了承ください。

問合せ先

備考 この様式は、新たに短期被保険者証を交付する場合に使用する。

様式第3号その2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

各 位

静岡市長氏名

#### 短期被保険者証交付通知

あなたの国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の有効期限は、年 月 日となっています。

あなたの国民健康保険料（税）は、納期限を超過して滞納額が累積しておりますので、被保険者証の更新に当たり、有効期限が年 月 日の短期被保険者証を交付いたします。

今後、一括納付または分割納付によって滞納額の著しい減少が確認できましたら、短期被保険者証の代わりに、通常の被保険者証を交付いたします。

なお、今後、保険料（税）の納付が確認されなかったり、納付約束が不履行となるなど滞納状況が改善されない場合は、短期被保険者証の有効期間が経過した後に、短期被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書(注)を交付する場合があります。

なお、保険料（税）の納付の相談にお越しの際は、印鑑、被保険者証及び本状を御持参ください。

注 被保険者資格証明書は、医療機関にかかる際に被保険者証の代わりに提示するものです。被保険者資格証明書の交付を受けた場合、いったん自費で医療費の全額を医療機関窓口で支払い、後日保険給付に相当する額を特別療養費として市に申請していただくことになります。

国民健康保険の資格がなくなるものではありませんので、保険料（税）は、賦課されます。

この通知の到着前に、既に一定額の国民健康保険料（税）を納付し、又は納付相談を受けられた方は、行き違いですので、御了承ください。

問合せ先

備考 この様式は、短期被保険者証の更新に当たり、あらためて短期被保険者証を交付する場合に使用する。